

〈4頁のアセスメントシートの活用について〉

「文京区関係者用ヤングケアラー相談・支援窓口一覧」添付資料

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか に複数の☑が付く場合、子どもの権利が侵害されている可能性があります。
 4. 子ども本人の認識や意向も確認し、「話」ができる場や不安の軽減の支援につなげることが必要です。

虐待が疑われる

通告

子ども家庭支援センター

- ① 健康に生きる権利
 ② 子どもらしく過ごせる権利 に☑が多い

つなぐ

- ② 教育を受ける権利 に☑が多い

つなぐ

教育センター

2. 家族の状況 の ②特にいない ③特にしていない 以外に☑が付く場合、ヤングケアラーである可能性、またはヤングケアラーになる可能性があります。
 とくに、3. の②子ども自身がサポートに費やしている時間 が長い場合は、ケアの負担を軽減する支援につなげることが必要です。

- ②「高齢」
 に☑あり

つなぐ

・高齢者あんしん
 相談センター
 ・高齢福祉課
 ・介護保険課 など

- ②「幼いきょうだいが多い」
 に☑あり

つなぐ

子育て支援課 など

- ②「経済的に苦しい」
 に☑あり

つなぐ

生活福祉課 など

- ②「障害がある」
 に☑あり

つなぐ

・障害者基幹相談
 支援センター
 ・障害福祉課 など

- ②「疾病がある」
 「精神疾患がある」
 に☑あり

つなぐ

・保健サービスセンター
 ・予防対策課
 ・基幹相談支援センター
 など

- ②「親が多忙」
 「生活能力・養育力が低い」
 に☑あり

つなぐ

子ども家庭支援センター
 など

※ 窓口一覧を参照しながらつないでいきましょう。

緊急の場合（虐待疑い）を除いて、本人や家族の意思を尊重して支援を進めましょう。支援を望まない場合でも、意思決定のサポートや孤立させないことが重要です。